

見積参加希望者様

独立行政法人水資源機構 分任契約職  
筑後川上流総合管理所長 前田 剛 宏  
(公印省略)

## 見積依頼書

- 1 件名 朝倉地区消防設備等点検業務
- 2 履行場所 福岡県朝倉市荷原1516-6  
筑後川上流総合管理所 寺内ダム管理所 外5カ所
- 3 履行期間 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで
- 4 内容等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出してください。

### 記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 福岡県、大分県又は佐賀県内に本店、支店若しくは営業所があり、当機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分の『建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理』の認定を受けており、かつ、営業品目の『冷暖房（空調）設備、衛生設備（水道施設、消防施設を含む）、冷凍機設備、給排水設備、防火排煙設備』に登録しており、別添仕様書等のとおり施行が可能である者。
- 3 見積書等
  - 1) 様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。また、余白にくじ番号を記載してください。
  - 2) 提出方法 電子メール、ファクシミリ装置による通信、持参又は郵送による。（※電子メールアドレス、FAX番号は4）に記載のとおり）、なお、電子メールによる場合は、送信メールの件名見積依頼書の件名を記載してください。
  - 3) 提出期限 令和8年7月8日 12時 まで
  - 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 経理課 林田  
TEL 0946-25-0113  
FAX 0946-25-0133  
メールアドレス nyukei\_chikugojouryu@water.go.jp
  - 5) 質問書提出期限 令和8年7月1日 12時 まで  
※質問の回答については、翌営業日の15時までにHPに掲載します。
  - 6) 見積回数 2回を限度とする。  
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出期限は令和8年7月9日12時までとします。
  - 7) その他 ① 見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。  
② 見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積もりの取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知**します。
- 5 その他
  - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
  - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
  - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

# 朝倉地区消防設備等点検業務

仕 様 書

令和8年6月

独立行政法人水資源機構  
筑後川上流総合管理所

## 第1章 総則

### 第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所（以下「機構」という。）が施行する「朝倉地区消防設備等点検業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

### 第2節 業務概要

#### 1. 業務内容

本業務は、消防法及びこれに関係する諸法令で定めるところにより、業務場所に設置されている消防用設備の点検等を行うものである。

#### 2. 業務場所

福岡県朝倉市荷原 1516-6

独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 寺内ダム管理所 外5カ所  
（詳細は、別表-1のとおり。）

#### 3. 業務期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

### 第3節 点検内容等

#### 1. 履行設備

本業務における履行設備は、別表-2のとおりとする。

#### 2. 点検内容

消防法、消防法施行令、消防法施行規則及びこれに基づく告示等に定める消防用設備等の点検基準等に基づき、履行設備の点検等を実施するものとする。

#### 3. 点検回数

点検回数は次のとおりとする。なお、詳細な点検日時は担当職員と打合せのうえ決定する。

- ① 機器点検（6ヶ月点検） 令和8年9月～10月に実施
- ② 総合点検（12ヶ月点検） 令和9年2月～3月に実施

### 第4節 提出書類

#### 1. 受注者は、次に掲げる書類を作成し、提出するものとする。

提出書類	部数
消防用設備等点検結果報告書	施設別に各2部
その他担当職員が指示したもの	必要部数

#### 2. 受注者は、消防法第17条3の3に基づく報告書を作成し、提出するものとする。

#### 3. 受注者は、本業務の履行に伴い、数量計算書及び図面等について、担当職員の指示により作成に協力しなければならない。

## 第2章 点検業務

### 第1節 共通事項

#### 1. 本業務の履行にあたっては、他の設備及び構造物等に損傷を与えないよう十分注

意するものとする。万一、損傷を与えた場合は、ただちに担当職員に報告するとともに、受注者の負担において修復又は取替えを行うものとする。

2. 本業務の履行にあたって、消防用設備等の運用を一時停止する必要がある場合には、事前に担当職員と協議し、その指示に従うものとする。
3. 本業務の履行にあたって、やむを得ず他の設備を利用する必要がある場合には、事前に担当職員と協議し、その指示に従うものとする。

## 第2節 測定器等

本業務に必要な測定機器等は、受注者において準備するものとする。

また、現地の状況により点検が困難な場合は、担当職員に速やかに報告し、その指示を受けるものとする。

## 第3節 異常発見時等の対応

1. 受注者は、点検の結果、不良・不具合と判断される項目及び改善を推奨する項目については、担当職員に速やかに報告するものとする。
2. 受注者は、点検時において発見した不良・不具合箇所のうち、消耗品（電球・蛍光灯等）の交換については、受注者の責において交換するものとする。
3. 受注者は、点検の結果、軽微な不良・不具合箇所について、担当職員と協議のうえ、補修、修理等対応の追加作業を行う場合がある。

なお、追加作業の実施については設計変更の対象とする。

4. 本業務の履行期間中、点検作業時以外で履行設備の故障や誤作動が発生した場合に対応を要請する場合がある。

なお、対応要請により作業等が実施された場合は、担当職員と協議のうえ設計変更の対象とする。

5. 業務期間中に消防用設備等の整備（別途工事）により設計図書の内容変更が必要となった場合は、担当職員と協議を行う。

## 第4節 設計変更等

機構又は受注者は、設計図書の内容に変更が生じた場合、機構と受注者の協議のうえ、設計図書の内容変更及び請負代金額の変更を行うことができるものとする。

## 第5節 官公庁への手続き

受注者は、所轄消防署等への手続きの必要がある場合は、その書類を作成し、提出するものとする。

また、手続きについて、担当職員の指示により代行するものとする。

## 第6節 疑義

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合には、速やかに担当職員と協議をしなければならない。

－ 以上 －

## 業務場所一覧表

区分	所在地	施設等名
1	福岡県朝倉市荷原1516-6外	独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 寺内ダム管理所及び周辺区域
2	福岡県朝倉市江川2815-20	独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 小石原川ダム管理所
3	福岡県朝倉市江川地内 (小石原川ダムサイト右岸側)	独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 小石原川ダム管理所 コア倉庫等
4	福岡県朝倉市江川1660-67	独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 両筑平野用水管理所
5	福岡県朝倉市千手1000-1	独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 両筑平野用水管理所 女男石頭首工
6	福岡県朝倉市菱野1142	独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 寺内ダム再生・筑後川水系ダム群連携事業推進室

## 履行設備一覧表

施設等名	設備名称	仕様・規格	単位	数量	備考	
寺内ダム管理所	自動火災報知設備	受信機 (1F宿直室)	P型1級複合盤 1OL	面	1	ホーチキ RPP-ABW10
		受信機 (別棟コンプレッサ室)	P型2級	面	1	パナソニック BV1219
		発信機	P型1級	個	5	
		地区音響装置	電鈴	個	5	
		感知器	熱式差動式スポット型	個	34	
			熱式定温式スポット型	個	10	
	煙式スポット型光電式 非蓄積		個	9		
	消火器	粉末消火器	A B C粉末10型 蓄圧式	本	29	
			A B C粉末20型 蓄圧式	本	7	
		二酸化炭素消火器	二酸化炭素10型	本	1	
避難誘導設備	誘導標識		枚	8		
小石原川ダム管理所 管理棟	自動火災報知設備	受信機	P型1級複合盤 2OL	面	1	ホーチキ RPV-AAW20Y
		発信機	P型1級	個	4	
		地区音響装置	電鈴	個	7	
		感知器	熱式差動式スポット型	個	26	
			熱式定温式スポット型	個	12	
			煙式スポット型光電式 非蓄積	個	22	
	消火器	粉末消火器	A B C粉末10型 蓄圧式	本	7	
			A B C粉末50型 蓄圧式	本	1	
		二酸化炭素消火器	二酸化炭素10型	本	4	
	避難誘導設備	誘導灯		灯	6	
小石原川ダム管理所 エレベーター建屋	消火器	粉末消火器	A B C粉末10型 蓄圧式	本	3	自動火災報知設備なし
小石原川ダム管理所 艇庫	消火器	粉末消火器	A B C粉末10型 蓄圧式	本	1	"
小石原川ダム管理所 コア倉庫	消火器	粉末消火器	A B C粉末10型 蓄圧式	本	1	"
両筑平野用水管理所 管理棟	自動火災報知設備	受信機	P型1級複合盤 2OL	面	1	松下電工 BVF3130K
		発信機	P型1級	個	6	
		地区音響装置	電鈴	個	10	
		感知器	熱式差動式スポット型	個	50	
			熱式定温式スポット型	個	9	
			煙式スポット型光電式 非蓄積	個	24	
	防排煙制御設備	自動開閉装置	防火戸 ドア式	枚	4	
		感知器	煙式スポット型光電式 非蓄積	個	7	
	消火器	粉末消火器	A B C粉末10型 加圧式	本	32	
		二酸化炭素消火器	二酸化炭素5型	本	7	
両筑平野用水管理所 女男石頭首工	自動火災報知設備	受信機	P型2級複合盤	面	1	沖電気工業 P-27
		感知器	熱式差動式スポット型	個	2	
			熱式定温式スポット型	個	1	
			煙式スポット型光電式 非蓄積	個	2	
	消火器	粉末消火器	A B C粉末10型 蓄圧式	本	6	
		二酸化炭素消火器	二酸化炭素5型	本	1	
寺内ダム再生・筑後川水系 ダム群連携事業推進室	自動火災報知設備	受信機	P型2級	面	1	ホーチキ(株) RPP-EDW05
		発信機	P型2級	個	2	
		地区音響装置	電鈴	個	2	
		感知器	熱式差動式スポット型	個	31	
			熱式定温式スポット型	個	6	
			煙式スポット型光電式 非蓄積	個	13	
	避難誘導設備	誘導灯		灯	12	
	消火器	粉末消火器	A B C粉末10型 蓄圧式	本	6	

メール送信先 nyukei\_chikugojouryu@water.go.jp

FAX 送信先 0946-25-0133

担当：独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 林田あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

所 長 前 田 剛 宏 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

## 見積依頼書等の交付受領書

令和8年6月25日に交付された「朝倉地区消防設備等点検業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

### ◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。